

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業許可に係る審査基準の改正について

1 改正内容

以下の添付書類を不要、省略としました。

(1) 印鑑証明書

すべての申請において印鑑証明書の添付を不要としました。

(2) 別紙3 駐車場の概要

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、別紙3の添付を省略としました。（内容に変更がある場合は、別紙3を含む変更届が必要です。）

(3) 別紙5 収集運搬車両の写真

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、別紙5の添付を省略としました。（自動車車検証の写し、車検証で使用権原確認できない場合の賃貸借契約書等の写しは引き続き添付が必要です。）

(4) 別紙6 収納容器及び運搬機材の写真

法人・個人申請とも、更新、変更の申請において、内容に変更のない場合限り、別紙6の添付を省略としました。ただし、変更申請で、変更に係る追加の品目に関する収納容器等については、別紙6が必要です。

(5) 別紙9 関連 組織図

法人の役員、使用人で、規定の講習会修了者の位置図付けを示すための組織図の添付を廃止し、これに代え、別紙9において（文章で）当該役員等の組織での位置づけを説明してください。

(6) 別紙1-1 関連 運搬先処分業者の許可証の写し

すべての申請において、別紙1-1 事業計画の概要を記載した書面に添付する「運搬先となる処分業者の許可証の写し」の添付を不要としました。

2 施行期日

平成29年4月1日から適用します。